

# ＊北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 告 示

- 特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 (市町村課) 一三
  - 土地改良法による道営換地計画の決定 (農地調整課) 一五
  - 土地改良法による国営換地計画の決定 (農地調整課) 一五
  - 土地改良区の役員就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 一五
  - 土地改良事業計画の変更申請の適否の決定 (土地改良指導課) 一六
  - 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一六
  - 家畜伝染病の発生 (酪農畜産課) 一六
  - 生産事業者の登録の内容の変更の届出 (森林整備課) 一六
  - 生産事業者の登録の失効 (森林整備課) 一六
  - 知事権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 一七
  - 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 一七
  - 農林水産大臣権限に係る保安林の解除の予定 (治山課) 一八
  - 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定の取消し (治山課) 一九
  - 公共測量の実施の通知(二件) (建設部総務課) 一九
  - 道路の区域の変更(三件) (道路整備課) 二〇
  - 道路の区域の変更及び供用の開始(二件) (道路整備課) 二二
  - 都市計画事業の認可 (都市環境課) 二二
  - 北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(三件) (経理課) 二三
- ## 公 表
- 知事表彰の受賞者 (人事課) 二三
  - 平成十三年度北海道林業改良指導員資格試験の合格発表 (林業振興課) 二七
- ## 支庁告示
- 建築基準法による一定の複数建築物の認定 二七
  - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 二七
- ## 支庁公告
- 軽油引取税免稅証の亡失の届出 二七
- ## 道札幌土木現業所告示
- 一般競争入札による道有財産(土地)の売払い 二八

## 道釧路土木現業所告示

○ 一般競争入札による道有財産(土地)の売払い 二八

## 道教育庁後志教育局告示

○ 特定調達契約に係る落札者等の公示 二九

## 道教育庁空知教育局告示

○ 特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 二九

## 道選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(平成十三年八月分) 三一
  - 政治団体の届出事項の異動届出(平成十三年八月分) 三一
  - 政治団体の解散の届出(平成十三年八月分) 三一
  - 資金管理団体の指定の届出(平成十三年八月分) 三三
  - 資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十三年八月分) 三三
  - 資金管理団体でなくなった旨の届出(平成十三年八月分) 三三
  - 遊技機の認定及び型式の検定等の告示 三四
- ## 道警察本部告示
- 一般競争入札の実施に関する公告(二件) 三六
  - 特定調達契約に係る資格に関する公示 三七
  - 特定調達契約に係る入札の公告 三九

## 告 示

## 示

### 北海道告示第1664号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達 也

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等 1式(1月当たりの単価)
- (2) 調達をする賃借物品等の仕様等  
入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年1月31日(木)
- (4) 契 約 期 間 平成14年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内

呼 3 0 3 1 紙

で、平成19年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 別に行う競争入札によって契約をするサーバ等管理受託社のマシンの

2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 当該物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。  
(4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成13年10月5日（金）から16日（火）まで  
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総合企画部地域振興室市町村課  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 513

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所  
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部地域振興室市町村課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 4階共用会議室B（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道総合企画部地域振興室市町村課）  
(2) 入 札 日 時 平成13年10月22日（月） 午前10時  
（郵送による場合は、平成13年10月19日（金）までに必着）  
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。  
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。  
6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総合企画部地域振興室市町村課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法  
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部地域振興室市町村課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 513

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary  
A Nature and quantity of the products to be rented :  
Computer System 1set



退任 平成13. 9. 18 監 事 萬 勉 三笠市岡山320番地の9  
 同 同 同 杉谷 正吉 岩見沢市中幌向町423番地5  
 同 同 同 小林 秀治 江別市江別太693番地の3  
 同 同 同 窪田 孝雄 空知郡北村字豊里1173番地

**北海道告示第1668号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。その関係書類は、平成13年10月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達也

事業主体名 事業の種類 縦覧場所  
 新十津川土地改良区 維持管理 北海道空知支庁  
 上士別土地改良区 同 北海道上川支庁

**北海道告示第1669号**

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成13年10月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達也

地区名 事業の種類 縦覧場所  
 徳 富 中山間地域総合整備（農業用排水、農道、客土、ほ場整備、暗きよ） 北海道空知支庁  
 伊 岐 武 士 水質保全対策（農業用排水） 北海道網走支庁

**北海道告示第1670号**

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達也

家畜伝染病の種類 家畜の種類 患者・疑似患者の別頭数 発生場所 発生年月日  
 伝染性海綿状脳症 牛 疑似患者 1 中川郡幕別町 平成13. 9. 25  
 伝染性海綿状脳症 同 同 3 常呂郡佐呂間町 同 13. 9. 26

伝染性海綿状脳症 同 同 1 石狩市 同

**北海道告示第1671号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の内容に変更があった旨の届出があった。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達也

登録番号 変更事項 変更前の登録内容 変更後の登録内容  
 北海道 2037 氏名又は名称及び住所 京極町森林組合 虻田郡京極町字京極170番地 京極町森林組合 虻田郡京極町字京極170番地  
 生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成  
 生産事業の名称及び所在地 京極町森林組合 虻田郡京極町字京極 虻田郡京極町字春日170番地

生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所 虻田郡京極町字三崎 種子の採取 虻田郡京極町、虻田郡倶知安町、虻田郡留寿都村 苗木の育成 虻田郡京極町字三崎 虻田郡倶知安町北7条西5丁目 虻田郡留寿都村字留寿都

**北海道告示第1672号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録は、その効力を失った。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達也

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地  
 北海道 2035 留寿都村森林組合 幼苗の育成及び幼苗 留寿都村森林組合  
 虻田郡留寿都村字留寿都 以外の苗木の育成 虻田郡留寿都村字留寿都175番地  
 北海道 2038 倶知安町森林組合 種子の採取 倶知安町森林組合  
 虻田郡倶知安町北1条東 幼苗の育成及び幼苗 虻田郡倶知安町  
 3丁目 以外の苗木の育成

北海道告示第1673号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達也

- 1 保安林予定森林の所在 松前郡松前町字大津346（次の図に示す部分に限る。）、字場所 二越342
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字二越342・字大津346（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1674号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 保安林予定森林の所在 芦別市芦別101の1、103の3、106の2、106の4、107の場所 1、107の3
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所在 赤平市百戸町北14地先・53地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、11から13まで・16・17・55・58・59・63・66の1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、14、15、46から54まで、56、57、60から62まで、64、71、72の1、73の1、百戸町東2丁目4、14

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

百戸町北53地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、14地先（国有林）、11・14・15・51・57（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、52、56、百戸町東2丁目4、14

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1674号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達也

- 3(1) 保安林予定森林の所在 積丹郡積丹町大字幌武意町68地先・字山の上142地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

呼 303 第 1 報

報 告 要 領 集

<p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。〕</p> <p>4(1) 保安林予定森林の所在 場所 積丹郡積丹町大字日司町5の1地先・宇黒松内54地先・55地先・331地先（以上4筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度 （イ）主伐は、択伐による。 （ロ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ハ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>5(1) 保安林予定森林の所在 場所 樺戸郡新十津川町字吉野37の122</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度 （イ）主伐は、択伐による。 （ロ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ハ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び新十津川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕</p>
--

<p>6(1) 保安林予定森林の所在 場所 中川郡中川町字国府4900の13・497の1・497の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度 （イ）主伐は、択伐による。 （ロ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ハ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>7(1) 保安林予定森林の所在 場所 網走郡美幌町字古梅402の5・426の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>4、402の6、402の10、402の11、403、403の2、413、415の1、415の2、425、425の2</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 イ 立木の伐採の限度 （イ）主伐は、択伐による。 （ロ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ハ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び美幌町役場に備え置いて縦覧に供する。〕</p> <hr/> <p>北海道告示第1675号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第219号）第29条の規定による通知があった。 平成13年10月5日</p> <p>北海道知事 堀 達 也</p>
--

<p>1(1) 解除予定保安林の所在 小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 公衆の保健 た目的</p> <p>(3) 解 除 の 理 由 無線施設用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>2(1) 解除予定保安林の所在 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 水源のかん養 た目的</p> <p>(3) 解 除 の 理 由 国立公園事業用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>3(1) 解除予定保安林の所在 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 公衆の保健 た目的</p> <p>(3) 解 除 の 理 由 国立公園事業用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>4(1) 解除予定保安林の所在 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 水源のかん養 た目的</p> <p>(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>5(1) 解除予定保安林の所在 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所</p>
---

<p>(2) 保安林として指定され 公衆の保健 た目的</p> <p>(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>6(1) 解除予定保安林の所在 上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 公衆の保健 た目的</p> <p>(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p><b>北海道告示第1676号</b> 農林水産大臣から、保安林の指定を解除する予定の通知を取り消す旨の通知があったので、昭和62年北海道告示第1285号中1、平成5年北海道告示第1537号中1及び平成8年北海道告示第1507号中1の事項を取り消す。 平成13年10月5日</p> <p>北海道知事 堀 達 也</p>
<p><b>北海道告示第1677号</b> 札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。 平成13年10月5日</p> <p>北海道知事 堀 達 也</p>	<p>1 作業種類 公共測量（2級基準点）</p> <p>2 作業期間 平成13年9月14日から10月31日まで</p> <p>3 作業地域 由仁町</p>
<p><b>北海道告示第1678号</b> 留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。 平成13年10月5日</p> <p>北海道知事 堀 達 也</p>	

1 作業種類 公共測量(3、4級基準点)  
 2 作業期間 平成13年8月3日から11月30日まで  
 3 作業地域 天塩町、幌延町

北海道告示第1679号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年10月5日

北海道知事 堀 達 也

道路の種類	道路	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
1	道路の種類 道路						
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所						
	旭川幌加内線						北海道旭川土木現業所
	旭川市江丹別町字拓北国有林上川中部森林管理署事業区129林班な小班地先から旭川市江丹別町字拓北国有林上川中部森林管理署事業区129林班な小班地先まで		前	26.76mから46.22mまで	150.00m	—	
	士別滝の上線		後	26.76mから67.25mまで	150.00m	—	
	上川郡朝日町字中央7314番1地先から上川郡朝日町字中央4011番3地先まで		前	19.25mから25.81mまで	300.00m	—	同
	上川郡朝日町字中央7314番1地先から上川郡朝日町字中央4011番3地先まで		後	19.25mから25.90mまで	300.00m	—	
	和寒鷹栖線		前	21.00mから33.00mまで	219.46m	—	同
	上川郡和寒町字三笠397番6地先から上川郡和寒町字三笠398番1地先まで		後	21.00mから33.00mまで	219.46m	—	
	上川郡和寒町字三笠397番6地先から上川郡和寒町字三笠398番1地先まで		後	20.00mから27.00mまで	251.91m	—	
	吹上上富良野線		前	14.00mから17.50mまで	557.85m	—	同
	空知郡上富良野町1636番9地先から空知郡上富良野町1636番98地先まで		後	14.00mから17.50mまで	557.85m	—	
	吹上上富良野線		後	17.50mから22.81mから	557.85m	—	
	空知郡上富良野町1636番9地先から空知郡上富良野町1636番98地先まで		後	22.81mから26.50mまで	556.85m	—	
	和寒幌加内線		前	9.00mから11.00mまで	123.50m	—	同
	上川郡和寒町字西和593番1地先から上川郡和寒町字西和596番3地先まで		前	9.00mから11.00mまで	123.50m	—	
	上川郡和寒町字西和593番1地先から上川郡和寒町字西和596番3地先まで		後	13.50mから23.85mまで	117.24m	—	
	上川郡和寒町字西和596番3地先まで		後	13.50mから23.85mまで	117.24m	—	

遠 軽 芭 露 線	紋別郡湧別町字上芭露659 - 3 地先から 紋別郡湧別町字上芭露585 - 3 地先まで	後 11.50m から 27.00m まで	130.81m	—	北海道網走土木現業所
上武利丸瀬布線	紋別郡丸瀬布町上武利国有林網走西部森林管理署91林班い1小班地 先から紋別郡丸瀬布町上武利国有林網走西部森林管理署74林班い1 小班地先まで	前 19.23m から 43.30m まで	946.48m	—	同
新帯広空港線	帯広市大正町東4線109番26地先から 帯広市大正町東3線97番1地先まで	後 19.23m から 49.95m まで	942.47m	—	—
上土幌音更線	河東郡土幌町字中土幌東8線117番1地先から 河東郡土幌町字中土幌東8線113番1地先まで	前 18.50m から 24.50m まで	320.00m	—	同
		後 22.00m から 46.50m まで	746.00m	道道豊頃糠内芽室線に おける706.00mの間 道道豊頃糠内芽室線に おける706.00mの間	北海道帯広土木現業所
		後 17.60m から 46.50m まで	746.00m	—	—
		後 20.45m から 24.50m まで	320.00m	—	—

北海道告示第1680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 西風連名寄線
- 3 道路の区域

変更前 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間  
後の別

名寄市字曙864番91地先から 名寄市字曙1番4地先まで	前 10.85m から 10.91m まで	574.00m	—	—
	前 17.38m から 28.00m まで	573.20m	—	—
	後 10.85m から 10.91m まで	574.00m	—	—

北海道告示第1681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月5日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 静内中札内線
- 3 道路の区域

変更前 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間  
後の別

河西郡中札内村南札内718番15地先から河西郡中札内	前 14.50m から 94.50m まで	340.00m	—	—
----------------------------	-----------------------------	---------	---	---

呼 303 第

村南札内718番15地先まで	後	14.50mから 100.50mまで	340.00m	—	—	—	—	—	—
河西郡中札内村南札内国有 林十勝西部森林管理署354 林班イ小班地先から河西郡 中札内村南札内国有林十勝 西部森林管理署354林班イ 小班地先まで	前	41.00mから 118.50mまで	300.00m	—	—	—	—	—	—
	後	41.00mから 151.00mまで	300.00m	—	—	—	—	—	—

**北海道告示第1682号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年10月5日  
 北海道知事 堀 達 也

弊 公 典 北

1 道路の種類 道路	道路の路線名、区域及び縦覧場所	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	供用開始の期	縦 覧 場 所
幕別帯広芽室線	帯広市西12条南29丁目5番地先から 帯広市南町東1条3丁目1番1地先まで	間	前	8.00mから 18.00mまで	569.80m	—	平成13.10.28	北海道帯広土木現業所
清水谷足寄線	足寄郡足寄町芽登1261番1地先から 足寄郡足寄町芽登1283番1地先まで	間	前	27.00mから 56.00mまで	550.40m	—	—	—
		間	後	27.00mから 56.00mまで	550.40m	—	—	—
		間	前	9.00mから 25.50mまで	721.00m	—	同	同
		間	後	17.00mから 45.00mまで	685.10m	—	—	—

**北海道告示第1684号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画法を認可した。  
 平成13年10月5日  
 1 施行者の名称 美幌市  
 北海道知事 堀 達 也

**北海道告示第1683号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年10月5日  
 北海道知事 堀 達 也

**北海道告示第1684号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画法を認可した。  
 平成13年10月5日  
 1 施行者の名称 美幌市  
 北海道知事 堀 達 也











呼 3 0 3 第

免税証の種類	記号及び番号	枚数	業種	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証交付支庁名
200 <sup>1)</sup> 券	H0483559	1枚	船	H13. 3. 29 H13. 9. 30	室蘭市絵鞆町4丁目地先 (株)エンルムアリーナ室蘭	北海道 胆振支庁

釧路市木現業所告示

北海道札幌土木現業所告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（土地）を売り払う。  
平成13年10月5日

1 入札に付する土地及び入札日時

北海道札幌土木現業所長 西 股 忠 克

物件番号	所 在 地	番 番	面積 (m <sup>2</sup> )	入 札 執 行 日 時
札士 - 2	札幌市南区石山2条6丁目394番1		1,107.47	平成13年10月26日午後1時30分
札士 - 3	札幌市南区石山2条6丁目394番6 札幌市南区石山2条6丁目394番8		914.00	平成13年10月26日午後2時30分

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

札幌市中央区南11条西16丁目2番1号  
北海道札幌土木現業所 管理部用地課

電話 011 - 561 - 0201 内線 229

4 入札執行の場所

札幌市中央区南11条西16丁目2番1号  
北海道札幌土木現業所 第1号会議室

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

7 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は北海道札幌土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

8 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

提出期限 平成13年10月23日（火）

提出場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号  
北海道札幌土木現業所 管理部用地課

9 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (2) 落札者がいない場合は、最高入札者と随意契約を行うことがある。

釧路市木現業所告示

北海道釧路土木現業所告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（土地）を売り払う。  
平成13年10月5日

北海道釧路土木現業所長 宮 川 英 二

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所 在 地	番 番	面積 (m <sup>2</sup> )	入 札 執 行 日 時
釧士 - 1	標津郡中標津町字中標津1880番1		4,645.16	平成13年11月12日午前11時

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

<p>3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所 管理部用地課 電話 0154-23-6111 内線 337</p> <p>4 入札執行の場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所 大会議室</p> <p>5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第147条から第150条までの定めるところによる。 なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。 郵便又は電報による入札認めないものとする。</p> <p>7 契約書作成の要否及び代金支払方法 契約書の作成を要し、代金は北海道釧路土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日）までに指定の場所に納入すること。</p> <p>8 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 提出期限 平成13年11月2日（金） 提出場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所 管理部用地課</p> <p>9 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象とした随意契約を行うことがある。</p>	<p>平成13年10月5日</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 1式 42台×1校（職業科）（1月当たりの単価）</p> <p>2 落札を決定した日 平成13年8月1日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日本電気リーヌ株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号</p> <p>4 落札金額 242,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成13年北海道教育庁後志教育局告示第3号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目</p>
---	---

興 業 報 上 後 志 教 育 局 告 示 第 4 号

北海道教育庁後志教育局告示第4号  
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

興 業 報 上 後 志 教 育 局 告 示 第 5 号

北海道教育庁空知教育局告示第5号  
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成13年10月5日

北海道教育庁空知教育局長 戸 塚 隆

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 1式 42台×1校（普通科）（1月当たりの単価）
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年1月1日（火）
- (4) 納 入 場 所 北海道栗山高等学校
- (5) 契 約 期 間 平成14年1月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年12月31日を限度に契約期間を延長することが

叩 3 3 0 3 1 3 1 紙

<p>2 入札に参加する者に必要な資格次</p>	<p>有り得る。</p>
<p>(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の質賃借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。</p>	
<p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。 ア 申請の時期 平成13年10月5日から31日まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p>	
<p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課</p>	
<p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p>	
<p>4 契約条項を示す場所 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課</p>	
<p>5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道教育庁空知教育局会議室（北海道空知支庁 3 階）（郵送による場合は、郵便番号 068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課） (2) 入 札 日 時 平成13年11月19日（月） 午前10時 （郵送による場合は、平成13年11月16日までに必着のこと。）</p>	
<p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p>	
<p>6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。</p>	
<p>7 入札説明書の交付に関する事項</p>	
<p>(1) 交 付 場 所 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目</p>	

<p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定められた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p>	<p>北海道教育庁空知教育局企画総務課</p>
<p>9 契約書作成の要否 10 そ の 他</p>	
<p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p>	
<p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117</p>	
<p>(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止などがあり得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。</p>	
<p>11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 42 1 set B. Bidding date and time : 10 : 00 A. M. November. 19, 2001</p>	

(If mailed, bids must arrive no later than November. 16)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department,  
Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Government 8-jo, Nishi 5-chome,  
Iwanizawa, Hokkaido, 068-8550, Japan  
Phone : 0126-23-2231 Ext. 3117

選挙事務課長 佐藤 隆之

北海道選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
平成13年10月5日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成13年8月分)

政 党	政治団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	自由民主党北海道福祉本部	札幌市北区太平12条5丁目2-5	西口	順功	中永 富美子	事務局
同	環境保護団体日本の風北海道支社	同 中央区南1条西7丁目1番地	淀谷	同	藤本 政樹	同
同	函館21世紀づくり	同	同	同	同	同
同	金田英行知恵文後援会	函館市亀田港町56番10号	同	同	同	同
同	加賀屋修後援会	同 名寄市知恵文親和 鷲田方	同	同	同	同
同	梶田孝一と手をつなぐ村民の会	常呂郡佐呂間町字若狭132-4	同	同	同	同
同	小林正樹後援会	紋別郡白滝村字白滝760	同	同	同	同
同	三田真美後援会	常呂郡佐呂間町字北218-3	同	同	同	同
同	中村弘子後援会	同 字宮前町95-2	同	同	同	同
同	釧路産業政策研究会	広尾郡忠類村字忠類433番地4	同	同	同	同
同	高山ひでおと歩む会	釧路市春採7丁目10番15号	同	同	同	同
同	ながほら均後援会	同 新川町10-17	同	同	同	同
同		根室市昭和町4丁目328番地	同	同	同	同

北海道選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。  
平成13年10月5日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成13年8月分)

政治団体の名称	異動事項	異動内容
自由民主党札幌白石区連合支部	代表者の氏名	大竹 利弘
同 札幌東区連合支部	同	藤川 一民
小川勝也札幌地区連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北3条西1丁目2 サンワビル4階 札幌市中央区北5条西11丁目16-1 No10グリーンビル2階



自由民主党門別支部	主たる事務所の所在地	沙流郡門別町字厚賀町67番地	北厚林業棟内	沙流郡門別町富川北4丁目164-2	日高支所
酒井芳秀新冠町後援会	同	新冠郡新冠町字万世188-4		新冠郡新冠町字本町33番地	同
同	代表者の氏名	荒木正博		柳谷供治	同
同	会計責任者の氏名	今村松實		豊巻浩	同
同	主たる事務所の所在地	新冠郡新冠町字万世188-4		新冠郡新冠町字本町33番地	同
同	代表者の氏名	荒木正博		柳谷供治	同
同	代表者の氏名	帯広市別府町南13-48		帯広市清川町西1-126	同
砂川敏文川西地域後援会	主たる事務所の所在地	帯広市別府町南13-48		帯広市清川町西1-126	同
同	代表者の氏名	細野泰司		兵頭勉	同
同	代表者の氏名	茂木重人		菊地武	釧路支所
小畑保則後援会	同	同		同	同
千葉光雄後援会	主たる事務所の所在地	釧路市緑ヶ岡4丁目8番1号		釧路市幸町8丁目1番	北電内
松永としお後援会	同	同	春採6丁目7番5号	同	同
村田純一後援会	代表者の氏名	柴又 莊太郎		同	同
同	代表者の氏名	三浦浩明		伊藤和之	同
同	会計責任者の氏名	成田 猛		佐藤幹介	同
同	代表者の氏名	松井 博		高澤 奈緒美	根室支所
同	会計責任者の氏名				同

北海道選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年10月5日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成13年8月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
21世紀政経懇話会	森 章子	平13.7.31	石狩支所
森としかつと江別みんなの会	篠崎 信善	同	同

北海道選挙管理委員会告示第122号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年10月5日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成13年8月分)

資金管理団体の届出をした者	資金	管理	届出先
氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地
金澤 浩幸	函館市議会議員	函館21世紀街づくり	函館市亀田港町56番10号
梶田 孝一	白滝村 長	梶田孝一と手をつなぐ村民の会	紋別郡白滝村字白滝760
村田 純一	釧路市議会議員	釧路産業政策研究会	釧路市春採7丁目10番15号
			代表者の氏名
			金澤 浩幸
			梶田 孝一
			村田 純一
			渡鳥支所
			網走支所
			釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成13年10月5日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成13年8月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者  
氏 名 公 職 の 種 類 資金管理団体の名称 異 動 事 項  
千葉 光 雄 釧路市 議 会 議 員 千葉光雄後援会 主たる事務所の所在地

新 旧 内 容 届 出 先  
釧路市緑ヶ岡4丁目8番1号 釧路市幸町8丁目1番 北電内 釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成13年10月5日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成13年8月分)

資 金 管 理 団 体  
資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名  
21世紀政経懇話会 江別市野幌町40-15 森 敏 捷 平13.4.5

届 出 先  
石狩支所

機 公 政 経 懇 話 会 告 示 第 124 号

北海道公安委員会告示第82号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。  
平成13年10月5日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号株式会社グアイトー
代表者の氏名	代表取締役 寶田 久治
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号

の 概 要	型 式 名	フイバーゴーストS
製造業者名	株式会社グアイトー	
型式試験番号	14036100	
検 定 年 月 日	平成13年10月5日	
検 定 番 号	第14036100号	
検定の有効期間	公示の日（平成13年10月5日）から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号サミー株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 里見 治	
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1	
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式名	CR自己中心派R	
製造業者名	サミー株式会社	
型式試験番号	10035500	
検 定 年 月 日	平成13年10月5日	

検 定 番 号	第10035500号
検定の有効期間	公示の日(平成13年10月5日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エーエ電研
代表者の氏名	代表取締役 武本 孝俊
製造又は検査を行う事業所の所在地	東京都荒川区東日暮里二丁目48番6号
型式	ばちんこ遊技機
型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRわんぱくパークDX
製造業者名	株式会社エーエ電研
型式試験番号	10036400
検 定 年 月 日	平成13年10月5日
検 定 番 号	第10036400号
検定の有効期間	公示の日(平成13年10月5日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市区見寄町125番地 タイヨーエレクトリック株式会社
代表者の氏名	代表取締役 濱岡 洋平
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市区見寄町125番地
型式	遊技機の種類
型式名	ばちんこ遊技機
型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
製造業者名	タイヨーエレクトリック株式会社
型式試験番号	10031500
検 定 年 月 日	平成13年10月5日
検 定 番 号	第10031500号
検定の有効期間	公示の日(平成13年10月5日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
代表者の氏名	代表取締役 中島 潤
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
型式	遊技機の種類
型式名	ばちんこ遊技機
型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
製造業者名	CR・ゾンドリキングK

製造業者名	株式会社平和
型式試験番号	10037900
検 定 年 月 日	平成13年10月5日
検 定 番 号	第10037900号
検定の有効期間	公示の日(平成13年10月5日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア
代表者の氏名	代表取締役 井置 定男
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
型式	ばちんこ遊技機
型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
製造業者名	株式会社ソフイア
型式試験番号	10031400
検 定 年 月 日	平成13年10月5日
検 定 番 号	第10031400号
検定の有効期間	公示の日(平成13年10月5日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー
代表者の氏名	代表取締役 山崎 茂喜
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県藤岡市鮎川211番地
型式	遊技機の種類
型式名	回転式遊技機
型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
製造業者名	株式会社タイヨー
型式試験番号	04054600
検 定 年 月 日	平成13年10月5日
検 定 番 号	第04054600号
検定の有効期間	公示の日(平成13年10月5日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー
代表者の氏名	代表取締役 山崎 茂喜
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県藤岡市鮎川211番地

型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
製造業者名	型式名	スノースター
	型式試験番号	株式会社タライコー 14003300
検定年月日	検定番号	平成13年10月5日 第14003300号
検定の有効期間	公示の日(平成13年10月5日)から3年間	

調 査 報 告 書

北海道警察本部告示第128号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成13年10月5日

北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
冬用タイヤ 784本
  - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
  - (3) 納 入 期 限 平成13年10月30日
  - (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成13年10月19日 午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で作付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

- 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
  - (5) この入札の執行は、公開する。
  - (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第129号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年10月5日

北海道警察本部長 山田 高 廣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
万年筆 222本  
ボールペン 338本
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成13年11月21日
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成13年10月19日 午後1時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

- 6 郵便等による入札
  - (1) 郵便による入札は認めない。
  - (2) 電報による入札は認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

- 8 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否

10 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第130号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年10月5日  
北海道警察本部長 山 田 高 廣

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成13年10月5日に一般競争入札の公告を行う札幌運転免許試験場場コート及びコート又及びコート又周辺除雪業務委託契約
- (2) 資 格 札幌運転免許試験場コート又及びコート又周辺除雪業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 札幌運転免許試験場コート又及びコート又周辺除雪業務委託

2 資 格 要 件

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と同等以上の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 平成13年11月25日から平成14年3月31日の間に、札幌運転免許試験場に除雪機械を常備し、かつ、一定の従業員（下記7のとおり）を従事させられること。  
除雪機械の種類、台数及び常備期間については、次表のとおりとする。

除 雪 機 械	台 数	常 備 期 間
モーターグレーター (ブレード幅3.7m以上)	1台	平成13年12月1日～平成14年3月25日 (12月29日～平成14年1月2日を除く。)
トラクターシヨベル（ホイール型、バケット容量1.5m <sup>3</sup> ～1.7m <sup>3</sup> 、可変トラウ付き）	1台	平成13年11月25日～平成14年3月31日 (12月29日～平成14年1月2日を除く。)

トラクターシヨベル（ホイール型、バケット容量1.8m <sup>3</sup> 以上、可変トラウ付き）	1台	平成13年11月25日～平成14年3月31日
	1台	平成13年12月1日～平成14年3月31日 (12月29日～平成14年1月2日を除く。)
ロータリー（147kw以上）	1台	平成13年12月1日～平成14年3月25日 (12月29日～平成14年1月2日を除く。)
	1台	平成14年1月3日～平成14年3月25日
ダンプトラック（10t以上）	1台	平成13年12月1日～平成14年3月31日 (12月29日～平成14年1月2日を除く。)
	1台	平成13年11月25日～平成14年3月31日 (12月29日～平成14年1月2日を除く。)
道路作業車（トラシ付き）	1台	

- (7) 除雪従事員職種別従業員は、特殊車両運転手6人、一般車両運転手2人、普通作業員4人とし、常駐の必要人員及び形態等については、入札説明書で説明する。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 及 び 方 法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成13年10月5日から平成13年11月5日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

- 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課
- イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
- エ 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由  
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者  
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの  
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法  
再申請しようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新  
資格は1の①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失  
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第131号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年10月5日

北海道警察本部長 山田 高 廣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
- ア 札幌運転転免許試験場コース及びビコーズ周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託一式  
イ 札幌運転転免許試験場コース及びビコーズ周辺除雪業務委託契約のうち作業委託
- (ア) 調達をする特定役務

モーターグレーダーによる作業 1時間当たりの単価  
トラクターシヨベル（バケット容量1.5m<sup>3</sup>～1.7m<sup>3</sup>）による作業 1時間当たりの単価  
トラクターシヨベル（バケット容量1.8m<sup>3</sup>以上）による作業 1時間当たりの単価  
ロータリーによる作業 1時間当たりの単価

- ダンプトラックによる作業 1時間当たりの単価  
道路作業車による作業 1時間当たりの単価  
普通作業員による作業 1時間当たりの単価
- (イ) 数量（予定数量）
- モーターグレーダーによる作業 371時間  
トラクターシヨベル（バケット容量1.5m<sup>3</sup>～1.7m<sup>3</sup>）による作業 553時間  
トラクターシヨベル（バケット容量1.8m<sup>3</sup>以上）による作業 1,107時間  
ロータリーによる作業 425時間  
ダンプトラックによる作業 703時間  
道路作業車による作業 963時間  
普通作業員による作業 1,557時間
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成13年11月25日から平成14年3月31日まで
- (4) 履行の場所 北海道札幌市手稲区曙5条4丁目 札幌運転転免許試験場
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
平成13年北海道警察本部告示第130号に規定する札幌運転転免許試験場コース及びビコーズ周辺除雪業務委託契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所  
北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部施設課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2302
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）
- (2) 入札日時 平成13年11月20日 午前10時（郵送による場合は、配達証明郵便で提出することとし、入札日時までに必着とする。）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、単価契約に係る（1の①のイ）ものについては免除する。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

呼 303 第 1 巻

警 公 興 北

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部施設課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2302

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

(3) 交 付 期 間 平成13年10月5日から11月5日まで

7 落札者の決定方法

すべての入札金額（1の1)のイに係るものについては、単価）が財務規則第151条第1項の規定により定められたそれぞれの予定価格（1の1)のイに係るものについては、単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の1の1)のイに係る額及び1の1)のイに係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

9 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1の1)のイに係るものは見積もった契約金額の105分の100に相当する金額、1の1)のイに係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

イ 1の1)のイに係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ウ 1の1)のイに係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2302

母 團 又 ・ 組 團 口 衆 行

( 警 公 興 北 ) 呼 303 第 1 巻

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . The nature and quantity of services to be procured :

- a Workers and equipments to be always ready under the contract of the Snow Removal in the Course of Sapporo Driver's License Examination Center and Its Vicinity
- b Workload under the contract of the Snow Removal in the Course of Sapporo Driver's License Examination Center and Its Vicinity

(a) Type of work to be procured :

- Motor grader : fee per hour  
Tractor shovel (bucket cap. 1.5m<sup>3</sup>~1.7m<sup>3</sup>) : fee per hour  
Tractor shovel (bucket cap. more than 1.8m<sup>3</sup>) : fee per hour  
Rotary snow plow : fee per hour  
Dump truck : fee per hour  
Road working truck : fee per hour  
Ordinary Worker : fee per hour

(b) Amount of work expected to be procured

- Motor grader : 371 hours
  - Tractor shovel (bucket cap. 1.5m<sup>3</sup>~1.7m<sup>3</sup>) : 553 hours
  - Tractor shovel (bucket cap. more than 1.8m<sup>3</sup>) : 1,107 hours
  - Rotary snow plow : 425 hours
  - Dump truck : 703 hours
  - Road working truck : 301 hours
  - Ordinary Worker : 1,557 hours
- B . Bid submission time and date : 10 : 00 A. M., November 20, 2001
- C . For further information, please contact : Property Management Section Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan,  
Phone : 011-251-0110 Ext. 2302